

大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校の学級数の適正規模の確保）

第16条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。
- 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている小学校の学級数の規模を適正な規模とするための計画（学級数の規模が12を下回る小学校の学級数の規模を12から24までにす

ることをその内容とするものに限る。) であってこの条例による改正後の大阪市立学校活性化条例第16条第5項に定める要件を満たしていると教育委員会が認めるものは、同条第4項の規定に基づき策定された同項に規定する学校再編整備計画とみなす。

○大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

令和2年3月31日

(教)規則第2号

改正 令和2年6月12日(教)規則第13号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を公布する。

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校をいう。
- (2) 複式学級 2の学年の児童で編成する学級をいう。
- (3) 単学級 1の学年における学級数が1であることをいう。
- (4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校(条例第16条第4項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。)との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域(大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪教育委員会規則第40号)第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。)の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

(適正配置対象校の区分)

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込

まれる学校

(6) 今後 7 学級以上11学級以下であると見込まれる学校

(学校再編整備計画)

第 4 条 条例第16条第 5 項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み

(2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法

(3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画

(4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策

(5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第 5 条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2 キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校(本市が設置する学校教育法第 1 条に規定する中学校をいう。)の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第 3 条第 1 号から第 5 号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第 3 条第 6 号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

(学校再編整備計画の変更)

第 6 条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成す

る変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

（学校適正配置検討会議）

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校（以下「当該学校等」という。）の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者
- (2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民
- (3) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の学校協議会の構成員
- (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

3 委員の定数は、原則として、当該学校等のうち1の学校ごとに5名以内とし、会議ごとに定める。

4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。

5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 学校再編整備計画に関すること
- (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童について、当該児童の保護者又は当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

（実施の細目）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月12日（教）規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。